

条 例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「十二人」を「十一人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。